

特集号巻頭言

高等教育に関する実践的・学術的研究を促進し、教職員への啓発を目的とした、本学の大学教育推進機構（以下、機構）が刊行する本紀要では、今回「教育研究活動の質保証と改善に資する教学マネジメントを目指して」と題する特集号を組むこととなった。これは、2022 年 4 月の機構の改組に伴って大学教育研究センターが設立されたこともあり、今後の「教学マネジメントのあり方」を学内外の関係者と共に考えていきたいという思いからである。本特集号は、大学教育研究センターの構成員が執筆した 3 編の論文と、戦略企画室の高田氏による論文の計 4 編の論文からなっている。以下、簡単に紹介したい。

2004 年度に国立大学が法人化されるとともに、大学の認証評価制度が始まった。これ以降は、各大学は設置後も定期的な「教育の質」の評価を受けることとなり、大学自らも「教育の質保証」のために努力をすることが求められるようになった。「教学マネジメント」とは、そのような「教育の質保証」のための大学組織内での活動の総称とみることができる。2018 年の中教審の「グランドデザイン答申」では、大学はいわゆる「三つの方針」に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、適切な PDCA サイクルを確立することで教育に対する不断の改善に取り組むこととされている。しかしながら本学では、各部局で DP と CP が（その本来の趣旨をよく認識されぬままに）機関別認証評価の対応のために作られてしまったためか、方針間に整合性がない部局が少なからず存在し、また PDCA サイクルの一環として行われるアンケート調査の内容とも一部整合性がない。本特集号の先頭を飾る葛城氏の論文では、このような本学の DP の現状の詳細な分析結果を赤裸々に論じるとともに、今後の課題について述べている。

1991 年の大学設置基準の改正により、4 年間の学部教育カリキュラムの編成を各大学の裁量にまかせるようになり、それまで教養部において一般教育を行ってきた（本学を含む）国立大学のほとんどで教養部組織が解体された。この改革の本来の趣旨は、教養教育を学部 4 年のカリキュラムの中で自由に配置してよいとしたものであり、決して教養教育を軽視したものではない。これは既に中教審の「46 答申」でも指摘されている通り、本来教養教育と専門教育は「統合化」されるべきである（あるいは最後の東京帝国大学総長南原によるところの「University の名に値する『知識の統一』」がなされるべき）ものの、「高等教育の大衆化」（＝進学率の増加）により旧来の積み上げ方式ではお互いが遊離し効果が出ていないとの反省によるものである。その意味で、本学が第 3 期中期目標期間開始に合わせて断行した教養教育改革とその教育方針を明記した「神戸スタンダード」は、学部 4 年間の教養教育を通して専門教育との統合を図ろうとした基本コンセプトとしては意欲的であり大いに評価できるものであった。しかし、その実装方法には様々な無理があったためか、改革実施後に様々な問題を内包することとなり、現在この教養教育制度は大きな見直しが検討されている。近田氏の論文は、約 10 年前の出来事ではあるが、我々構成員の記憶

から薄れつつある「神戸スタンダード」制定の経緯を過去の資料を基に振り返るとともに、今後の課題について論じている。

2020年の中教審の「教学マネジメント指針」では、学長のリーダーシップのもと「教学IR部門」との連携を図りながら教学マネジメントを確立すべしと謳っているが、筆者は正直この指針からだけでは具体的な方法論についてはあまりイメージできなかった。これは、筆者だけでなく教学マネジメントに携わる多くの関係者が持つ大きな悩みであり、各大学とも手探りで教学マネジメントに取り組んでこられたのではないだろうか。本学の大学教育研究センターのキックオフ的イベントとしても位置付けられた広島大学との共同セミナー（2022年11月実施）では、このような取り組みを先導的に進めてこられた大学の関係者の講演や討論会を企画したが、様々な大学や関連機関から大変多くの参加者があった。これは、「教学マネジメントをどう進めるべきか」とお悩みの関係者がいかに多いかの表れであろう。大山氏による論文は、この共同セミナーの実施報告とそこから見える課題と展望を述べたものである。筆者自身、PDCAサイクルを確立することで、（単なる認証評価対応ではなく）学生にとっての教育の質保証・向上にはたして効果があるのかは正直まだ分からない。先導的な大学の取り組みとその成果を注視しながら、真に教育の質保証・改善に資するような取り組みにしていきたいものである。

中教審の「グランドデザイン答申」では、高等教育が目指すべき姿として「何を教えたか」ではなく「何を学び、身に付けることができたのか」（いわゆるアウトプットではなくアウトカム）を重視する「学修者本位の教育」への変換が必要であるとしている。そして今後の認証評価基準においては、「学修成果の把握や成果に関すること」（これはPDCAのCに相当する）が追加される見込みであるという。この動きを受けて高田氏による論文では、国立大学における学位授与方針に則した学修成果測定の現状を機関別認証評価の提出資料と国立大学法人評価の評価結果を基に分析し、今後の課題について論じている。高田氏は、論文の中で「学修成果は遅効性を持つため、学生の卒業・修了時以降における学修成果測定の取組を充実する必要がある」としているが、測定対象者の確保もさることながらどのように学修成果を測定するのも非常に難しい問題である。

以上、本特集号の4編の論文の内容を簡単に紹介したが、本特集号を通して読者各位が教学マネジメントの在り方についてお考えになるきっかけになれば幸いである。なお第31号となる今号には、上記の特集号論文以外にも一般論文が8編掲載されている。それぞれ興味深い内容であるので是非併せてお読みいただきたい。

各大学が発刊する紀要については、昨今その存在意義が問われているようである。本紀要についても例外ではないだろう。本紀要は冒頭で述べた目的の一環として、大学教育研究センター等の機構内組織における研究・活動成果の発表の場としても重要であると考えられる。本紀要が存続に値するかどうかは、是非内容をお読みになってご判断いただきたい。

横小路 泰義（『大学教育研究』編集副委員長）